

平成二十五年法律第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 個人番号（第七条―第十六条）
- 第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）
- 第四章 特定個人情報の提供
- 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）
- 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十六条）
- 第五章 特定個人情報の保護
- 第一節 特定個人情報保護評価等（第二十七条―第二十九条の四）
- 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第三十条―第三十二条の二）
- 第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十三条―第三十八条）
- 第六章の二 機構処理事務の実施に関する措置（第三十八条の二―第三十八条の七）
- 第七章 法人番号（第三十九条―第四十二条）
- 第八章 雑則（第四十三条―第四十七条）
- 第九章 罰則（第四十八条―第五十七条）

必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報をいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を交換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 この法律において「本人」とは、個人番号によつて識別される特定の個人をいう。

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他の他務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代つて用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報等をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に關して行われる他人の個人番号を必要限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する

地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによつて、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。

二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによつて、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めるとを避け、国民の負担の軽減を図ること。

四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。

2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を

政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他の他務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代つて用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報等をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に關して行われる他人の個人番号を必要限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する

図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。

4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報報以外の情報授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(国の責務)
第四条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のつとりに、個人番号その他の特定個人情報報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。
2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)
第五条 地方公共団体は、基本理念のつとりに、個人番号その他の特定個人情報報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(事業者の努力)
第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念のつとりに、国及び地方公共団体

が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 個人番号
(指定及び通知)

第七条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、住民基本台帳法第三十条の第三項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受けることができるよう、当該交付の手續に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による通知に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号とすべき番号の生成)

第八条 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるとする。

2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号(前条第二項の従前の個人番号を含む。)とも異なること。
二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。
機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

(利用範囲)
第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に規定するものその他これらに類する事務であつて条列で定めるもの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八條若しくは第九十七條第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九條第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九條の四の二第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十一項、第七十條の二の二第十七項若しくは第七十條の二の三第十六項、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四條の十三の二若しくは第七十四條の十三の三、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律百十六号)第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等

に関する法律(平成九年法律第一百十号)第四條第一項若しくは第四條の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五條第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、第十九條第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(再委託)

第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

(委託先の監督)

第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対す

る必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報に記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

（提供の求めの制限）

第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者）をいう。第二十条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めなければならない。

（本人確認の措置）

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

（個人番号カードの交付等）

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録さ

れている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、前条の政令で定める措置をとらなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

（個人番号カードの利用）

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあっては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を

処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務

二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるときにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供することに限る。）

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十一号に規定する場合を除く。）

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は

一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じた個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じた個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき

九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により

国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全

を確保するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務

二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務

を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときは、

十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受け、債権者が第九十条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十二 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十三 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報保護委員会に提供するとき。

十四 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十五 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があるとき、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十六 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

第二十條 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（情報提供ネットワークシステム）

第二十一條 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

二 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認めるとき。

（情報提供用個人識別符号の取得）

第二十一條の二 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号（第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報検索するため必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいふ。以下この条及び第四十五条の二第一項において同じ。）を総務大臣から取得することができる。

二 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号（当該取得に関し割り当てられた番号であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとして総務省令で定めるものをいふ。以下この条において同じ。）を、機構を通じて総務大臣に対して通知し、及び総務大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。

三 情報照会者等、総務大臣及び機構は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

四 前項に規定する者は、同項に規定する目的以外の目的のために取得番号を自ら利用してはならない。

五 第十九条（第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは、「第二十一条の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第二十一条の二」と読み替へるものとする。

六 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

七 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「同項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替へるものとする。

八 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「第二十一条の二第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十四号」とあるのは、「第二十一条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十四号」と読み替へるものとする。

（特定個人情報の提供）

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

二 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（情報提供等の記録）

第二十三條 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時

三 特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

二 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 第三十一条第一項の規定により読み替へて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

三 第三十一条第三項の規定により読み替へて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第三十一条第四項の規定により読み替へて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十

四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四条 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務(第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二條第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号)とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第八号)と、「情報提供等事務に」と

あるのは「条例事務関係情報提供等事務」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

第二十七条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価(特定個人情報の漏えいその他の事態の発生危険性及び影響に関する評価をいう。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針(次項及び次条第三項において単に「指針」という。)を作成し、公表するものとする。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計

算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。))その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。)

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号若しくは第八号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等情報ファイルを作成してはならない。

(研修の実施)

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条の二において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(委員会による検査等)

第二十九条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

(特定個人情報の漏えい等に関する報告)

第二十九条の四 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例

第三十条 (行政機関個人情報保護法等の特例) 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録されたものを除く。)

に規定する記録に記録されたものを除く。)

(適用除外) 第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行

第三十七条 委員会は、個人番号その他の特定個人

第三十八條の二 機構は、この法律の規定により

第三十八條の七 総務大臣は、機構処理事務の適

第三十九條 国税庁長官は、政令で定めるところ

第四十條 行政機関の長、地方公共団体の機関又

第四十一條 国税庁長官は、第三十九條第一項の

第四十二條 行政機関の長等は、その保有する特

第四十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六

第四十四條 第七條第一項及び第二項、第八條第

構処理事務特定個人情報等の適切な管理のため
2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人
第三十八條の四 機構は、総務省令で定めるところ
第三十八條の五 機構は、毎年少なくとも一回、
第三十八條の六 総務大臣は、機構処理事務の適
第三十八條の七 総務大臣は、機構処理事務の適
第三十九條 国税庁長官は、政令で定めるところ
第七章 法人番号
第三十九條 国税庁長官は、政令で定めるところ
第四十一條 国税庁長官は、第三十九條第一項の

第四十二條 行政機関の長等は、その保有する特
第四十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六
第四十四條 第七條第一項及び第二項、第八條第
第四十五條 行政機関の長は、政令(内閣の所轄
第四十六條 行政機関及び会計検査院にあって
第四十七條 第二章、第四章、第五章及び前章に定め

第四十八條 戸籍関係情報作成用情報に係る行政機
第四十九條 戸籍関係情報(戸籍関係情報(戸籍又は
第五十條 戸籍関係情報(戸籍関係情報(戸籍又は
第五十一條 戸籍関係情報(戸籍関係情報(戸籍又は
第五十二條 戸籍関係情報(戸籍関係情報(戸籍又は
第五十三條 戸籍関係情報(戸籍関係情報(戸籍又は
第五十四條 戸籍関係情報(戸籍関係情報(戸籍又は
第五十五條 戸籍関係情報(戸籍関係情報(戸籍又は

おいて同じ。の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができ、戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをい。以下この項において同じ。）を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。第三項において「戸籍関係情報作成用情報」という。）の作成に関する事務に秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

(主務省令)
第四十六条 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

(政令への委任)
第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則
第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部

又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができないう形式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員に質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第二十一条の二第八項又は第四十五条第二項の二第二十一条の二第八項又は第四十五条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員に質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条第一億円以下の罰金刑

二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六第三章、第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。並びに附則第四条の規定（平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条、第六章第二節（第五十四条を除く。）、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。）、の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に定める日

第五十八条 第四十八条から第五十二条の二までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条第一億円以下の罰金刑

二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六第三章、第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。並びに附則第四条の規定（平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条、第六章第二節（第五十四条を除く。）、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。）、の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に定める日

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を讀み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を讀み替えて適用する部分を除く。）から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならぬ。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならぬ。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならぬ。

4 第七条第三項及び第八条の規定は、前三項の場合について準用する。

5 第一項から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第三条の二 日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができる。

2 日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日（以下この条において「経過日」という。）の前日までの間における第四十条第一項、第二項及び第四項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、「が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人」とし、経過日以後経過日から起算して一年を経過する日の前日までの間における第四十条第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規

定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「二人」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」とする。

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用し特定個人情報提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二條の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に依りて簡易なものとする等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）
二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に關して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。
三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合に於いて、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。

5 政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組）その他これに準ずるものをいう。の施策の導入を検討する場合においては、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に關し、個人番号の利用に必要な体制の整備を検討するものとする。

6 政府は、適時に、地方公共団体における行政運営の効率化を通じた住民の利便性の向上に資する観点から、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

附則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄
この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日（平成二四年一月二六日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費

税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定 公布の日
（政令への委任）
第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十五年五月三十一日法律第二八号）抄
この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定 公布の日
附 則（平成二十五年六月二一日法律第五四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 略
四 附則第二十条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の公布の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
（政令への委任）
第二十二号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十五年六月二六日法律第六三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十号中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四号の改正規定、第五十号中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第四十三号、第四十六号及び第五十三号の規定 公布の日
二・三 略
四 附則第四百四十七号及び第四百四十八号の規定 公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
（罰則に関する経過措置）
第二百五十一号 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第五百五十三号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成二十五年二月四日法律第九〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八号、第十号、第十三号及び第十七号の規定 公布の日
附 則（平成二十五年二月一三日法律第一〇六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日法律第一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日
イ 略
ロ 第十号中租税特別措置法第九号の八の改正規定、同法第十号第六項の改正規定、同法第十号の六第一項の改正規定（政令で

定める金額」の下に「の百分の九十」を加える部分に限る。）、同法第十三号第一項の改正規定（「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十六号第二項に一号を加える改正規定、同法第三十七号の十の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第四項に係る部分（「第十五項」を「第二十五項」に改める部分を除く。）、同条第五項第二号中「設けられるものをいう」の下に。以下この条において同じ）を加える部分、同項第三号に係る部分、同条第六項に係る部分及び同条第十二項に係る部分を除く。）、同法第三十九号の改正規定、同法第四十二号の二の第二項の改正規定、同法第四十五号の二の改正規定（第三十七号の十の改正規定（「第三十七号の十四第十五項」を「第三十七号の十四第二十五項」に改める部分に限る。）、同条第三項を「第三十七号の十四第二十五項」に、「第三十七号の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七号の十四第二十七項から第三十一項まで」に改める部分に限る。）、及び同法第四十二号の三の第四項の改正規定並びに附則第五十号、第五十一号、第五十三号第六項、第五十六号、第六十一号（第四項を除く。）、第六十三号及び第六十二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九号第三項の改正規定（「第十五項」を「第二十五項」に改める部分に限る。）に限る。）、の

規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。）並びに附則第三百三十七号第二項及び第六十二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九号第三項の改正規定（「第四号第一項」の下に「若しくは第四号の三第一項」を加える部分に限る。）に限る。）、の規定
（罰則の適用に関する経過措置）
第六十六号 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第六十五号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第一項及び第二項、第十四号並びに第十九号の規定 公布の日
二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二号及び第十五号から第十八号までの規定 平成二十六年十月一日
（政令への委任）
第十九号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十六年五月三〇日法律第四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十六年五月三〇日法律第五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一号の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年五月三〇日法律第五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第七号（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等

に改める部分に限る。)並びに附則第五十六條、第五十七條第一項、第五十八條、第六十二條、第六十四條第八項、第六十六條、第六十九條第一項、第七十條、第九十七條第三項、第一百五十五條(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第七條の改正規定に限る。)、第百二十七條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九條第三項の改正規定(第二十五項)を「第二十六項」に改める部分に限る。)(に限る。))及び第百二十九條の規定

五 略
八 第三條中相続税法第十條第一項第五号の改正規定及び同法第五十九條の改正規定並びに附則第三十四條第四項及び第百二十七條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九條第三項の改正規定(第五十九條第一項から第三項まで)を「第五十九條第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分に限る。)(に限る。))の規定
平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)
第百三十條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第百三十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年五月七日法律第七号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年五月二九日法律第三一号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一條の規定、第五條中健康保険法第九十條第二項及び第九十五條第六号の改正規定、

同法第五十三條第一項の改正規定、同法附則第四條の四の改正規定、同法附則第五條の改正規定、同法附則第五條の二の改正規定、同法附則第五條の三の改正規定並びに同條の次に四條を加える改正規定、第七條中船員保険法第七十條第四項の改正規定及び同法第八十五條第二項第三号の改正規定、第八條の規定並びに第十二條中社会保険診療報酬支払基金法第十五條第二項の改正規定並びに次條第一項並びに附則第六條から第九條まで、第十五條、第十八條、第二十六條、第五十九條、第六十二條及び第六十七條から第六十九條までの規定 公布の日

第六十八條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年九月九日法律第六五号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條第二項、第十條及び第十二條の規定 公布の日
二 第一條及び第四條並びに附則第五條、第六條、第七條第一項及び第三項、第八條、第九條、第十三條、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日
三 第六條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。))第十九條第一号及び別表第一の改正規定に限る。並びに附則第十五條、第十六條、第十九條及び第二十九條の規定 番号利用法附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

四 略
五 第三條及び第六條(番号利用法第十九條第一号及び別表第一の改正規定を除く。))並びに附則第十九條の三、第二十四條、第二十九條の三及び第三十六條の規定 番号利用法附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日
六 第七條並びに附則第十四條、第十七條及び第二十條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日(特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置)
第五條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。))前に第四條の規定による改正前の番号利用法(以下この条において「旧番号利用法」という。))又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、第二号施行日以後は、第四條の規定による改正後の番号利用法(以下この条において「新番号利用法」という。))又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に旧番号利用法(旧番号利用法第二十九條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)を含む。次項において同じ。))又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法(新番号利用法第二十九條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を含む。次項において同じ。))又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出された個人情報保護委員会に對しては、第二号施行日以後は、これに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に對してその手続がなされなければならないこととされた事項についてその手続がなされなければならないものとみなして、当該相当規定を適用する。

第六條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。
(委員長又は委員の任命等に関する経過措置)
第七條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一條の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。))第五十四條第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五條第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
3 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を發せられぬ限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。
(守秘義務に関する経過措置)
第八條 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

(特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置)
第六條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。
(委員長又は委員の任命等に関する経過措置)
第七條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一條の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。))第五十四條第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五條第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を發せられぬ限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。
(守秘義務に関する経過措置)
第八條 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第九條 この法律(附則第一條第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及び前條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第十二條 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有す

る個人情報保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報）をい、行政機関等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報加工して得られる匿名加工情報）をい、以下この項において同じ。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一した横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況等を勘案し、その改善について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報保護法（平成二十八年四月一日から施行する。）の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づいて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附則（平成二八年三月三十一日法律第一三三号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から五の三まで 略
- 五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七号中地方財政法第三十三号の四第一項の改正規定及び同法第三十三号の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九号並びに附則第四条第二項、第六号（第六項を除く。）、第十一号、第十四号、第十七号第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七号の三第二項、第三十九号、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二三三三号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十一条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

附則（平成二八年三月三十一日法律第一五五号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条第二項の改正規定、同法第五十一条の二第四項第二号の改正規定（「第百五十一条の二第一項又は第二項（を「第百五十一条の四第一項又は第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の一）に改める部分を除く。）、同法第六十六条の改正規定（「前編第五章」の下に「及び第六章」を加える部分を除く。）並びに同法第二百三十二条第一項及び第二百三十三条の改正規定並びに附則第六号、第二十条第二項及び第六十六号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第二十七号第二項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）の規定

（罰則に関する経過措置）

第六十六号 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六十九号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第三条、第七号、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六号から第十号まで、第四十二条（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

（処分、申請等に関する経過措置）

第七号 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律によ

る改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律により改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九号の規定に基づき政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九号の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（罰則に関する経過措置）

第八号 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二八年五月二七日法律第五一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年六月三日法律第六三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十六條、第八十四條、第百條及び第百四十
二條の規定

(罰則に関する経過措置)

第百四十三條 この法律(附則第一条各号に掲
る規定にあつては、当該規定。以下この条にお
いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則
の規定によりなお従前の例によることとされる
場合におけるこの法律の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

附則 (平成三〇年六月八日法律第四
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同
法第二十七條の二の改正規定、同法第九章中
第五十五條の六を第五十五條の七とする改正
規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第
五十五條の四第二項及び第三項並びに第五十
五條の五の改正規定、同法第八章中同條を第
五十五條の六とし、第五十五條の四の次に一
條を加える改正規定、同法第五十七條から第
五十九條まで、第六十四條、第六十五條第一
項、第六十六條第一項、第七十條第五号及び
第六号、第七十一條第五号及び第六号、第七
十三條第三号及び第四号、第七十五條第一項
第二号、第七十六條の三並びに第七十八條第
三項の改正規定、同法第七十八條の二第二項
の改正規定(支給機関)を「第五十五條の
四第一項の規定により就労自立給付金を支給
する者」に改める部分に限る)、同法第八十
五條第二項、第八十五條の二及び第八十六條
第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の
項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉
事務所を設置する町村の項の改正規定並びに
次条の規定、附則第九條中地方自治法(昭和
二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護
法(昭和二十五年法律第百四十四号)の項第
一号の改正規定、附則第十七條中住民基本台
帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第
二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、
別表第四の四の十一の項及び別表第五十九
條の四の改正規定(いずれも「就労自立給付
金」の下に「若しくは同法第五十五條の五第
一項の進学準備給付金」を加える部分に限

る。)並びに附則第二十三條及び第二十四條
の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十四條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

附則 (平成三〇年六月二十七日法律第六
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第五條(行政手続における特定の
個人を識別するための番号の利用等に関する
法律別表第二十の項及び五十三の項の改
正規定を除く。)及び第十三條の規定並びに
附則第十一條から第十三條まで、第十六條及
び第十七條の規定 公布の日

(処分、申請等に関する経過措置)

第十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規
定については、当該各規定。以下この条及び次
条において同じ。)の施行の日前にこの法律に
よる改正前のそれぞれの法律の規定によりされ
た認定等の処分その他の行為(以下この項にお
いて「処分等の行為」という。)又はこの法律
の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞ
れの法律の規定によりされている認定等の申請
その他の行為(以下この項において「申請等の
行為」という。)で、この法律の施行の日にお
いてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者
が異なることとなるものは、附則第二条から前
条までの規定又は附則第十三條の規定に基づく
政令に定めるものを除き、この法律の施行の日
以後におけるこの法律による改正後のそれぞれ
の法律の適用については、この法律による改正
後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処
分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公
共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続
をしなければならない事項で、この法律の施行
の日前にその手続がされていないものについて
は、附則第二条から前条までの規定又は附則第
十三條の規定に基づく政令に定めるもののほ
か、これを、この法律による改正後のそれぞれ
の法律の相当規定により国又は地方公共団体の

相当の機関に対して報告、届出その他の手続を
しなければならない事項についてその手続がさ
れていないものとみなして、この法律による改
正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成三〇年七月六日法律第七
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに附則第七條第二項、第
八條第二項、第十四條及び第十五條の規定、
附則第十八條中社会保険労務士法(昭和四十
三年法律第八十九号)別表第一第十八号の改
正規定、附則第十九條中中高年齢者等の雇用の
安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六
十八号)第二十八條及び第三十八條第三項の
改正規定、附則第二十條中建設労働者の雇
用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第
三十三号)第三十條第二項の改正規定、附則
第二十七條の規定、附則第二十八條中厚生労
働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第
四條第一項第五十二号の改正規定及び同法第
九條第一項第四号の改正規定(「平成十年法
律第四十六号」の下に「労働施策の総合
的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業
生活の充実等に関する法律」を加える部分に
限る。)並びに附則第三十條の規定 公布の
日

(罰則に関する経過措置)
第二十九條 この法律(附則第一条第三号に掲げ
る規定にあつては、当該規定)の施行前にした
行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例
によることとされる場合及びこの附則の規定に
よりなおその効力を有することとされる場合に
おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

第三十條 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関
する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成三一年三月二九日法律第二
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十七條 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる地
方税に係るこの法律の施行後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

附則 (平成三一年三月二九日法律第四
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十四條の規定 公布の日

附則 (平成三二年三月二九日法律第六
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

- 一 から六まで 略
- 七 次に掲げる規定 令和二年四月一日
イからハまで 略
- 二 第十條中国税通則法の目次の改正規定、
同法第七十條第四項第三号の改正規定、同
法第七十四條の十三の二の改正規定(「
は」を「。以下この条において同じ。」は
「。」「の氏名」を「。以下この条におい
て同じ。」の氏名」に、「名称」を「名称
次条及び第七十四條の十三の四第一項(振
替機関の加入者情報の管理等)において同
じ。」に、「当該」を「当該金融機関等が保
有する」に改める部分に限る。)及び同法
第七章の二中同条の次に二條を加える改正
規定並びに附則第九條及び第十三條
(行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律(平成二

十一年法律第九號)の施行期日及び施行の
日

十五年法律第二十七号) 第九条第三項の改正規定(「所得税法」を「若しくは第七十四号の十三の三、所得税法」に改める部分に限る。)及び同法別表第一の三十八の項の次に次のように加える改正規定に限る。)の規定

八から十五まで 略

十六 次に掲げる規定 中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十一号)の施行の日

イ 略

ロ 第十一条中租税特別措置法の目次の改正規定(「退職所得」を「退職所得等」に改める部分に限る。)、同法第十条の五の二第二項の改正規定(第二十六条第二項)を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。)、同法第十条の五の三第一項の改正規定(平成三十一年三月三十一日)を「平成三十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第十条の五の四第二項第二号ロの改正規定、同法第十一条の三の次に一條を加える改正規定、同法第二章第三節の節名の改正規定、同法第二十九条の二(見出しを含む。)の改正規定、同法第三十七条の十二の二第二項第七号の改正規定、同法第四十二条の二の二第二項から第三項までの改正規定(第二十九条の二第五項)を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。)、同法第四項の改正規定(第二十九条の二第五項)を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分及び「第二十九条の二第九項から第十二項まで」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の三第四項第二号の改正規定(第三十七条の十四第三十項)を「第三十七条の十四第三十五項」に改める部分を除く。)、同項第五号及び第六号の改正規定(第二十九条の二第八項)を「第二十九条の二第九項」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十二の三第一項の改正規定(第二十六条第二項)を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定(平成三十一年三月三十一日)を「平成三十三年三月三十一日」

に改める部分を除く。)、同法第四十二条の十二の五第二項第二号ロの改正規定、同法第四十二条の二の改正規定、同法第五十二条の第二項及び第五十三条第一項第五号の改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定(第十三条第一項)を「第十九条第一項」に改める部分及び「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十五の六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十八号の二十から第六十八号の二十三までの改正規定、同法第六十八号の四十三第一項及び第六十八号の四十二第一項第二号の改正規定並びに同法第八十条第三項の改正規定並びに附則第三十三号、第五十二号第三項、第六十九号第三項及び第六十三号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)第九号第三項の改正規定(第二十九号の二第五項)を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。)、に「第六項」の規定

罰則に関する経過措置

第一百五号 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十号までの規定、附則第十三号中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の九十四の項に係る部分に限る。))並びに附則第十四号及び第十七号の規定は、公布の日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四号 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の九十四の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)による同法附則第二条の認定」とする。

(政令への委任)

第十七号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月二二日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十号中高齢者の医療の確保に関する法律(第九十号)の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六号中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六号第二項の改正規定並びに第八号中国民健康保険法第八十八号第一項及び第二項並びに第九十号の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第九十三号の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六号の規定 公布の日 二から四まで 略

五 第五号中高齢者の医療の確保に関する法律(第九十五号)第三項の改正規定、第七号の規定及び第十二号中介護保険法第六十六号第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二号及び第十五号の規定 令和三年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十五号 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三号中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七号第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(「第五十七号」を「第五十七号第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第十八号の改正規定、同法第三十七号第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分(「第五十七号」を「第五十七号第一項」に改める部分)に限る。))を除く。)、同法第五十六号(見出しを含む。)の改正規定、同法第五十七号の見出しの改正規定(「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。))及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)、第四号中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六号までにおいて「番号利用法」という。))別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七号の規定並びに附則第三条、第七号から第九号まで、第六十八号及び第八十号の規定 公布の日

二 略

三 第五号の規定 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)の施行の日

四及び五 略

六 第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三条第四項の改正規定、同法第十七号第三項の改正規定(第一号に掲

附則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略
三 次に掲げる規定 令和三年四月一日

イ 略

ロ 第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法（を）」を、「利用する方法」の下に「を」をいう。以下この条において同じ。）を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等）を併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」

に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。）、同法第三十七条の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第六十八條第一項から第三項まで、第六十八條及び第六十九條の規定（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（令和二年三月三十一日法律第一四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）
第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中民法第八十七條第三項の改正規定、第四條中厚生年金保険法第百條の三の改正規定、同法第百條の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三條の二第一項の改正規定、第六條の規定、第十一條の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三條の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十條中確定給付企業年金法第三十六條第二項第一号の改正規定、第二十一條中確定拠出年金法第四十八條の三、第七十三條及び第八十九條第一項第三号の改正規定、第二十四條中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項及び第四十條第八項の改正規定、第二十九條中健康保険法附則第五條の四、第五條の六及び第五條の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二條の規定、附則第四十二條中民法第八十七條の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二條から第四十五條までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四條の改正規定、附則第五十五條中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三條第三項、第三十六條第六項、第六十條第六項及び第八十五條の改正規定、附則第五十六條の規定、附則第九十五條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七條の規定 公布の日

二から九まで 略
十 附則第九十六條の規定 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に定める日

（政令への委任）
第九十七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和二年六月二日法律第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第九条から第十一条までの規定 公布の日
二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四條を削り、同法第八十三條を同法第八十四條とし、同法第八十二條の次に一條を加える改正規定、同法第八十五條の改正規定、同法第八十六條の改正規定及び同法第八十七條の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七條の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六條の改正規定、同法第四十六條の次に一條を加える改正規定、同法第四十八條の改正規定及び同法第四十九條の改正規定並びに附則第八條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日
（罰則の適用に関する経過措置）
第八條 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第九條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第十條 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘査し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
附則（令和二年六月二日法律第五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日
附則（令和三年三月三十一日法律第一一五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第九条関係）

Table with 2 columns: 一 厚生労働大臣, 二 全国健康保険協会. Content includes '健康保険法第五十二条第二項又は第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの' and '健康保険法による保険給付の支給、康保健事業若しくは福祉事業の実施又は健康保は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの'.

Table with 4 columns: 四 全国健康保険協会, 五 厚生労働大臣, 六 都道府県知事, 七 都道府県知事. Content includes '保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）による職業紹介又は職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの'.

Table with 4 columns: 八 市町村, 九 都道府県知事, 十 都道府県知事, 十一 都道府県知事. Content includes '児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置', '予防疫種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防疫種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二十八号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの'.

Table with 4 columns: 十二 市町村長, 十三 厚生労働大臣, 十四 都道府県知事, 十五 都道府県知事. Content includes '身体障害者福祉法による障害福祉サービスの措置、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '国税地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '社会福祉法による生計困難者に対し福祉法第百条無利子又は低利で資金を融通する九条第一項事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '社会福祉協議会又は同法第百十条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」と総称する。）', '公営公営住宅法による公営住宅（同法第二十条第二号に規定する公営住宅をい）和二十六年う。以下同じ。）の管理に関する法律第九十九務であつて主務省令で定めるもの', '第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長', '戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの', '厚生労働大臣', '厚未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）による留'.

<p>守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>二十二 日私立学校教職員共済法（昭和二十八本私立学校年法律第二百四十五号）による短期振興・共済給付若しくは年金である給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>二十三 財 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。）の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>二十四 厚生年金保険法による年金である厚生労働大臣給付若しくは一時金の支給又は保又は共済組除料その他徴収金の徴収に関する事等（日本務であつて主務省令で定めるもの）</p>	<p>興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合をいう。以下同じ。</p>	<p>二十五 除 二十六 文特別支援学校への就学奨励に関する部科学大臣法律（昭和二十九年法律第四百四十四又は都道府県）による特別支援学校への就学の県教育委員が必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>二十七 都府県保健安全法（昭和三十三年法律道府県教育第五十六号）による医療に要する費委員会又は用についての援助に関する事務で市町村教育あつて主務省令で定めるもの</p>	<p>委員</p>
<p>二十八 国 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>二十九 国 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合連行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十 市町 国民健康保険法（昭和三十三年法律村長又は国第九十二号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十一 厚 国民年金法（昭和三十四年法律第九十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十二 国 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十三 国 国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十四 市 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十五 住 住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅法（昭和三をいう。以下同じ。）の管理若しく</p>
<p>十五 法律は家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に第二項第二項に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十六 厚 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特別調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十七 都 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十八 国 国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十九 地 地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第七十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給</p>	<p>四十 厚 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和二十八年法律第六十一号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>四十一 市 老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>四十二 厚 戦傷病者特別援護法（昭和三十三年法律第六十八号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>全国市町村若しくは福祉事業の実施又は地方公務員共済組員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>四十 厚 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和二十八年法律第六十一号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>四十一 市 老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>四十二 厚 戦傷病者特別援護法（昭和三十三年法律第六十八号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>四十三 都 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第九十九号）による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>四十四 都 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養又は市町村にしているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>四十五 都 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>四十六 厚 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）以下「昭和六十一年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>七十一 確定給付企業年金法による年金である給付企業年金の給付又は一時金の支給に関する事 年法（平成十三年法律第五十号） 第二十九号 第一項に規定する事業 主等又は企業年金連合 会</p>	<p>七十二 確定給付企業年金法による企業型記録関 定拠出年金連連管理機関への通知、企業型年 法（平成十号加入者等に関する原簿の記録及び 三年法律第保存又は企業型年金の給付若しくは 八十八号）脱退一時金の支給に関する事務で 第三号第三号あつて主務省令で定めるもの 項第一号に 規定する事 業主</p>	<p>七十三 国 確定拠出年金法による個人型年金加 民年金基金入者等に関する原簿若しくは帳簿の 連合会 記録及び保存又は個人型年金の給付 若しくは脱退一時金の支給に関する 事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>七十四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体 生労働大臣 職員共済組合制度の統合を図るため の農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律（平成十三年法律 第九十号）附則第十六条第三項の規 定により厚生年金保険の実施者たる 政府が支給するものとされた年金で ある給付の支給に関する事務であつ て主務省令で定めるもの</p>	<p>七十五 農 厚生年金保険制度及び農林漁業団体 林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため 職員共済組の農林漁業団体職員共済組合法等を 合 廃止する等の法律による年金である 給付（同法附則第十六条第三項の規 定により厚生年金保険の実施者たる 政府が支給するものとされた年金で ある給付を除く。）若しくは一時金 の支給又は特別業務負担金の徴収に 関する事務であつて主務省令で定め るもの</p>
<p>七十六 市健康増進法（平成十四年法律第百三 町村長 号）による健康増進事業の実施に関 する事務であつて主務省令で定める もの</p>	<p>七十七 独立行政法人農業者年金基金法（平 立行政法人成十四年法律第百二十七号）による 農業者年金 基金 は保険料その他徴収金の徴収又は同 法附則第六条第一項第一号の規定に より独立行政法人農業者年金基金が 行うものとされた農業者年金基金法 の一部を改正する法律（平成十三年 法律第三十九号。以下「平成十三年 法律第三十九号」という。）による 改正前の農業者年金基金法（昭和四 十五年法律第七十八号）若しくは農 業者年金基金法の一部を改正する法 律（平成二年法律第二十一号。以下 「平成二年法律第二十一号」とい う。）による改正前の農業者年金基 金法による給付の支給に関する事務 であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>七十八 独立行政法人日本スポーツ振興セン 立行政法人ター法（平成十四年法律第百六十二 日本スポー号）による災害共済給付の支給に関 ツ振興センする事務であつて主務省令で定める もの</p>	<p>七十九 独立行政法人福祉医療機構法（平成 立行政法人十四年法律第百六十六号）による小 福祉医療機口の資金の貸付けに関する事務で あつて主務省令で定めるもの</p>	<p>八十 独立行政法人医薬品医療機器総合機 行政法人医構法（平成十四年法律第百九十二 薬品医療機号）による副作用救済給付、感染救 器総合機構 濟給付、給付金若しくは追加給付金 の支給又は同法附則第十五条第一項 第一号若しくは第十七条第一項の委 託を受けて行う事業の実施に関する 事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>八十三 厚生特定障害者に対する特別障害給付金 生労働大臣 の支給に関する法律（平成十六年法 律第百六十六号）による特別障害給 付金の支給に関する事務であつて主 務省令で定めるもの</p>	<p>八十四 都 障害者の日常生活及び社会生活を総 道府県知事合的に支援するための法律（平成十 又は市町村七年法律第百二十三号）による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事 業の実施に関する事務であつて主務 省令で定めるもの</p>	<p>八十五 厚 石綿による健康被害の救済に関する 生労働大臣 法律（平成十八年法律第四号）によ る特別遺族給付金の支給に関する事 務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>八十六 厚 社会保険協定の実施に伴う厚生年金 生労働大臣 又は日本私成十九年法律第百四号）による文書 立学校振の受理及び送付又は保有情報の提供 興・共済事に関する事務であつて主務省令で定 業団、国家めるもの 公務員共済 組合連合 会、地方公 務員共済組 合、全国市 町村職員共 済組合連合 会若しくは 地方公務員 共済組合連 合会</p>	<p>八十七 厚 厚生年金保険の保険給付及び国民年 生労働大臣 金の給付に係る時効の特例等に関す る法律（平成十九年法律第百十一 号）による保険給付又は給付の支給 に関する事務であつて主務省令で定 めるもの</p>
<p>八十九 削 除 九十 厚生年金保険の保険給付及び国民年 生労働大臣 金の給付の支払の遅延に係る加算金 の支給に関する法律（平成二十一年 法律第三十七号）による保険給付遅 延特別加算金又は給付遅延特別加算 金の支給に関する事務であつて主務 省令で定めるもの</p>	<p>九十一 文 高等学校等就学支援金の支給に関す 部科学 大る法律（平成二十二年法律第十八 臣、都道府号）による就学支援金の支給に関す 県知事又ははる事務であつて主務省令で定めるも 都道府県教 育委員会</p>	<p>九十二 厚 職業訓練の実施等による特定求職者 生労働大臣 の就職の支援に関する法律（平成二 十二年法律第四十七号）による職業 訓練受講給付金の支給又は就職支援 措置の実施に関する事務であつて主 務省令で定めるもの</p>	<p>九十三 地 平成二十三年法律第五十六号による 方公務員等年金である給付の支給に関する事務 共済組合法であつて主務省令で定めるもの の一部を改 正する法律 （平成二十三 年法律第五 十六号。以 下「平成二 十二年法律 第五十六号 」という。）附 則第二十三 条第一項第 三号に規定 する存続共 済会</p>	<p>九十四 新 新型インフルエンザ等対策特別措置 厚生労働法（平成二十四年法律第三十一号） 大臣、都道による予防接種の実施に関する事務 府県知事又であつて主務省令で定めるもの は市町村長 九十四 市 子ども・子育て支援法（平成二十四 町村長 年法律第六十五号）による子ども のための教育・保育給付若しくは子育て</p>

<p>二 全健康保険法による医療保険給付の支給に關する事務令で定めるもの</p>	<p>三 健康保険法による医療保険給付の支給に關する事務令で定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>令で定めるもの</p>
<p>医療保険法第十五条に規定する給付の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>健康保険法第十五条又は第五十二条に規定する他の法令に於ける給付の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>令で定めるもの</p>
<p>省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>令で定めるもの</p>
<p>本年金付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>令で定めるもの</p>

<p>九都府児童福祉法による医療保険医療給付関係 道府県小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務高年齢者等に関する主務省令で定めるもの</p>	<p>九都府児童福祉法による医療保険医療給付関係 道府県小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務高年齢者等に関する主務省令で定めるもの</p>
<p>十一市町村児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、障害児相談支援給付費</p>	<p>十一市町村児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、障害児相談支援給付費</p>
<p>特別児童扶養手当の支給に関する法律その他の法律による給付の支給に関する法律等に関する主務省令で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当の支給に関する法律その他の法律による給付の支給に関する法律等に関する主務省令で定めるもの</p>
<p>若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務等主務省令で定めるもの</p>	<p>若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務等主務省令で定めるもの</p>
<p>都道府県児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児の支給に関する事務等主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児の支給に関する事務等主務省令で定めるもの</p>

<p>二十八 都道府 知事</p> <p>地方税法その他 の法律及びこれ らに基づき の法律による地 方税の賦課徴収 に関する事務で 等</p>	<p>都道府 知事</p> <p>障害者関係情報 であって主務省 令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>厚生労働大臣 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>若しくは省令で定めるも は日本の 年金機 構又は 共済組 合等</p>	<p>厚生労働大臣 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>都道府 知事</p> <p>原子爆弾被爆者 の 務省令で定める もの</p>
<p>二十七 市町村 長</p> <p>地方税法その他 の法律及びこれ らに基づき の法律による地 方税の賦課徴収 に関する事務で 等</p>	<p>市町村 長</p> <p>地方税関係情報 又は住民票関係 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>市町村 長</p> <p>地方税関係情報 又は住民票関係 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>市町村 長</p> <p>地方税関係情報 又は住民票関係 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>市町村 長</p> <p>地方税関係情報 又は住民票関係 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>市町村 長</p> <p>地方税関係情報 又は住民票関係 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>市町村 長</p> <p>地方税関係情報 又は住民票関係 情報であって主 務省令で定める もの</p>
<p>二十九 厚生労働大臣 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>厚生労働大臣 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>厚生労働大臣 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>厚生労働大臣 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>厚生労働大臣 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>厚生労働大臣 情報であって主 務省令で定める もの</p>	<p>厚生労働大臣 情報であって主 務省令で定める もの</p>
<p>三十 社会福祉法によ る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であって主務 省令で定めるも の</p>	<p>社会福祉法によ る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であって主務 省令で定めるも の</p>	<p>社会福祉法によ る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であって主務 省令で定めるも の</p>	<p>社会福祉法によ る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であって主務 省令で定めるも の</p>	<p>社会福祉法によ る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であって主務 省令で定めるも の</p>	<p>社会福祉法によ る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であって主務 省令で定めるも の</p>	<p>社会福祉法によ る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であって主務 省令で定めるも の</p>
<p>三十一 公営住宅法によ る公営住宅の管 理に関する事務 であって主務省 令で定めるもの</p>	<p>公営住宅法によ る公営住宅の管 理に関する事務 であって主務省 令で定めるもの</p>	<p>公営住宅法によ る公営住宅の管 理に関する事務 であって主務省 令で定めるもの</p>	<p>公営住宅法によ る公営住宅の管 理に関する事務 であって主務省 令で定めるもの</p>	<p>公営住宅法によ る公営住宅の管 理に関する事務 であって主務省 令で定めるもの</p>	<p>公営住宅法によ る公営住宅の管 理に関する事務 であって主務省 令で定めるもの</p>	<p>公営住宅法によ る公営住宅の管 理に関する事務 であって主務省 令で定めるもの</p>
<p>三十二 戦傷病者戦没者 遺族等援護法に よる障害年金、 遺族年金又は遺 族給与金の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの</p>	<p>戦傷病者戦没者 遺族等援護法に よる障害年金、 遺族年金又は遺 族給与金の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの</p>	<p>戦傷病者戦没者 遺族等援護法に よる障害年金、 遺族年金又は遺 族給与金の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの</p>	<p>戦傷病者戦没者 遺族等援護法に よる障害年金、 遺族年金又は遺 族給与金の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの</p>	<p>戦傷病者戦没者 遺族等援護法に よる障害年金、 遺族年金又は遺 族給与金の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの</p>	<p>戦傷病者戦没者 遺族等援護法に よる障害年金、 遺族年金又は遺 族給与金の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの</p>	<p>戦傷病者戦没者 遺族等援護法に よる障害年金、 遺族年金又は遺 族給与金の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの</p>
<p>三十三 私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>
<p>三十四 私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>	<p>私立学校教職員 日本共済法によ る短 振興・共 済事業 定めるもの</p>

都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
--------	---	---

市町村	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
-----	--	---

都道府県知事	都道府県保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの	又は都府県特別支援学校への教育委員会のための必要経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの
--------	---	---

都道府県知事	八十八年原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に関する事項であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市長は長崎あつて主務省令で定めるもの
--------	--	----------------------------

<p>業団体職員共済組 員共済組合の農林 漁業団体職員共 済組合等を廃止 する等の法律若 しは年金法によ る年金法による 給付（同法附年 金）の規定によ り第三項の規定 により厚生年金 保険の給付等 が支給されるも のとされた年金 を除く。若しくは 一時金の支給又 は特例業務負担 金の徴収に關す る事務であつて 主務省令で定め るもの</p>	<p>百三 独立行政法人農 業年金基金法 政法人による農 業年金事業の給 付若しくは保 険料その他徴収 金の徴収又は同 法附則第六條第 一項第一号の規 定により独立行 政法人農業者年 金基金が行うも のとされた平成 十三年法律第三 十九号による改 正前の農業者年 金基金法若しく は平成二年法律 第二十一号によ る改正前の農 業年金基金法に よる給付の支給 に關する事務で あつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>百四 独立行政法人日 本スポーツ振興 センター法によ る災害共済給付 金の支給に關す る事務であつて 主務省令で定め るもの</p>	<p>百五 独立行政法人医 療機器総務局長 政法人合機構法 による医療機器 の給付に關する 事務であつて主 務省令で定める もの</p>
<p>あつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>百六 独立行政法人日 本学生支援機構 生支援助給に關 する事務であつ て主務省令で定 めるもの</p>	<p>百七 厚生労働省令 による児童福祉 法に關する事務 であつて主務省 令で定めるもの</p>	<p>百八 都道府県知事 による生活保護 法に關する事務 であつて主務省 令で定めるもの</p>
<p>市町村地方税関係 情報、住民票関係 情報又は児童手 当関係情報であ つて主務省令で 定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係 情報、住民票関係 情報又は児童手 当関係情報であ つて主務省令で 定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係 情報、住民票関係 情報又は児童手 当関係情報であ つて主務省令で 定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係 情報、住民票関係 情報又は児童手 当関係情報であ つて主務省令で 定めるもの</p>
<p>市町村地方税関係 情報、住民票関係 情報又は児童手 当関係情報であ つて主務省令で 定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係 情報、住民票関係 情報又は児童手 当関係情報であ つて主務省令で 定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係 情報、住民票関係 情報又は児童手 当関係情報であ つて主務省令で 定めるもの</p>	<p>市町村地方税関係 情報、住民票関係 情報又は児童手 当関係情報であ つて主務省令で 定めるもの</p>

